

社会福祉法人 信濃町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃町社会福祉協議会定款(以下「定款」という。)第10条及び第25条の規定により、社会福祉法人信濃町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬等の支給の基準とし必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等の上限)

第2条 役員に対して支給する報酬等の各年度の総額は200,000円を上限とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席し、又は法人及び施設の運営のための業務に出席したときは、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

4 報酬等の支給の基準に変更がない場合、毎年度ごとの決議を省略する。

(重複給与の調整)

第4条 常勤職員又は非常勤職員が理事の職を兼ねるときは、理事として受けるべき報酬は、支給しない。

2 信濃町特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員及び信濃町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員が本会の役員等を兼ねるときは、その役員等として受けるべき報酬は支給しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

役 職 等	報 酬 額 (円)		費用弁償
理事・評議員・ 監事	会議等出席(半日)	3,000	本会職員等旅費 規程による
	会議等出席(1日)	4,900	